

前に、本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出して下さい。

学生納付金延納願は、その理由を具体的に記載して本人及び保証人（父母）が連署して提出して下さい。延納を許可される期間は、前期・後期とも正規の納入期限から起算して3か月以内です。

3. 4 学費未納者の除籍

学費が所定の手続きを経ないで未納の場合は、学則により、除籍処分となります。

4 学生への連絡及び通知

工学部学生への連絡及び通知は、すべて「掲示板」を通じておこないます。

登校したら、必ず、掲示板を見る習慣をつけて下さい。

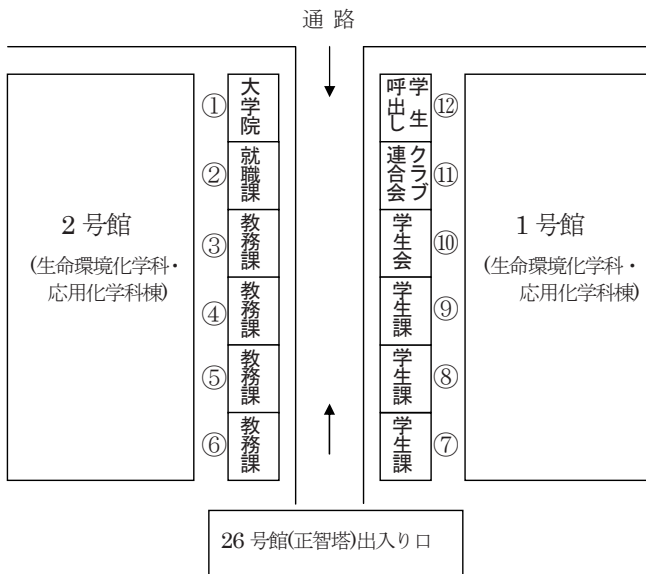
掲示板を見落としたために生じる不都合は、すべて諸君自身に帰することになりますので注意して下さい。学生からの電話による問合せには応じられませんので、必要に応じて事務局（教務課・学生課）の窓口に来て下さい。

緊急かつ止むを得ない場合は、下記の連絡先を利用して下さい。

学生課（直通）048(585)6812

教務課（直通）048(585)6813

学生と直接関係のある学生課、教務課及び就職課の掲示場所（概略図）は、以下の通りです。



【主な掲示物】

- ① 大学院生

- ② 就 職 課 [就職情報 ガイダンス・セミナー]
- ③～⑥ 教 務 課 [試験日程 進級卒業発表 授業の休講 時間割変更]
- ⑦～⑨ 学 生 課 [各種奨学金の手続き 健康診断日程 行事日程]
- ⑩ 学 生 会 [学生会行事]
- ⑪ クラブ連合会 [勧誘ポスター・クラブ連合会行事]
- ⑫ 学 生 呼 出 し [工学部学生課・工学部教務課・就職課]